

## 重要事項説明書(訪問看護サービス)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 会社概要

事業者名称	有限会社 ていーら
主たる事務所の所在地	東京都荒川区東日暮里5-50-17アネックスM301
法人種別	営利法人
代表者名	大城 淳
電話番号	03-5604-1554

介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている 事業所名称 指定番号	スイート・ハート 訪問看護ステーション 東京都号1367197791
各事業所につき介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問看護

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	スイート・ハート訪問看護ステーション
指定番号	東京都1367197791号
所在地	東京都荒川区東日暮里5-50-17アネックスM301
電話番号	03-5604-1554

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定訪問の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない</li><li>・ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない</li><li>・ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない</li></ul>

#### 4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員数、業種	勤務の体制
看護師 2人以上 准看護師 1人以上	常勤 1名以上、非常勤1名以上 昼勤(午前9時～午後17時)1名以上
理学療法士 1人以上	非常勤1名以上 昼勤

#### 5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (休業)土、日、祝日、年末年始(12/31～1/3)
営業時間	9:00～17:00 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する

#### 6. 事業の実施地域(別紙参照)

\*別紙に指定されている地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

#### 7. 利用料

- ステーションは、基本利用料として健康保険法は老人保険法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。(利用料金一覧表参照)
  - ①医療保険(健康保険法又は老人保険法)  
健康保険法又は老人保健法に基づく額を徴収する。
  - ②介護保険  
介護保険で居宅サービス計画書(別紙参照)に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- ステーションは基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表(サービス内容説明書)の額の支払いを利用者から受け取るものとする。但し、居宅サービスの計画書に基づくものを除く。
  - ①営業日及び営業時間外に訪問看護を行った場合
  - ②1時間30分(介護保険利用者の場合)又は2時間(医療保険利用者の場合)を超えた場合
  - ③ステーションは、実費負担の利用額として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受けるものとする。但し、介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、通常の業務の実施地域を越える場合に限る。
- キャンセル料  
訪問日前日までにご連絡頂けなかった場合は全額請求致します。

## 8. 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口(ご利用時間) 平日 9:00～17:00

(ご利用方法)

- ① 直接ステーションまでお越し下さい 住所:東京都荒川区東日暮里5-50-17 アネックスM301  
窓口担当:本藤 直子(管理責任者) 森田 由加里(管理責任者代理)
  - ② 電話 03-5604-1554 (9:00～17:00)  
緊急時 (24時間対応) 窓口担当:上記同
  - ② 上記時間外はE-Mailで対応致します。 e-mail:kango@sweet-hearts.jp
  - ④ 東京都国民健康保険団体連合会 TEL:03-6238-0011(大代表)
  - ⑤ 各地域保険者窓口
- |       |                   |       |                   |
|-------|-------------------|-------|-------------------|
| 荒川区役所 | 03-3802-3111 (代表) | 北区役所  | 03-3908-1111 (代表) |
| 文京区役所 | 03-3812-7111 (代表) | 足立区役所 | 03-3880-5111 (代表) |
| 台東区役所 | 03-5246-1111 (代表) |       |                   |

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
また緊急連絡先に連絡いたします。

## 10. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者(市町村)に連絡するとともに、必要な措置を講じます。  
また、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

## 11. 事業所より提供終了を申し出る場合

ご本人、ご家族が故意または重大な過失により事業所もしくは担当の看護師等の生命、心身、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合又は行うことが予測される場合。この場合は、直ちに契約を解除します。(具体的には、暴力や暴言、強要等を行った場合など)

## 12. 社会情勢及び天災

- ① 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- ② 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。